

加入者 各位

京阪グループ健康保険組合

健康保険証制度変更に伴う手続き等の変更について

1. 概要

	期間	健康保険証	マイナ保険証	資格確認書
①	2024年12月1日 まで	従来どおり発行 (下記※)	マイナンバーカード に保険証利用登録を	(2024年12月2日 より制度化)
②	2024年12月2日 ～翌年12月1日	新規発行停止 (既発行分は利用可)	行うことにより、保 険証として利用	マイナ保険証を持たな い 新規加入者等 に発行
③	2025年12月2日 以降(予定)	利用終了 (制度が廃止される)	・利用方法等の変更 なし	マイナ保険証を持たな い 加入者全員 に発行

・「資格情報のお知らせ」

既加入者 2024年9月に配布、健康保険組合登録の個人番号の確認のため
(2024年9月～11月の加入者には12月に配布予定)

新規加入者 加入手続き後に配布、事業所記号・被保険者番号・枝番を通知のため

※健康保険証の発行は、2024年11月29日(金)までに健康保険証発行にかかる健康保険組合
業務が完了したもので行います。

2. 健康保険証に関する変更内容

(1) 2024年12月2日から：上記期間②(健康保険証の新規発行停止)

① 加入者の資格に関する手続き(従前の保険証に関係する手続き)の変更

- ・対象 被扶養者増届、氏名変更届、任意継続被保険者資格取得届、
被保険者証・資格確認書紛失届、資格確認書再交付(再交付)申請書
(被保険者資格取得届：会社が作成する書類)
- ・内容 上記手続きの際に有効な「マイナ保険証」をお持ちでない方に、
「資格確認書」を発行します(資格確認書には有効期限を設けます)。
期間②での発行分は一律「2025年12月1日」(期間②の終了日)とします。
- ・手続き 各届出書に「資格確認書発行要否」欄を設けますので、有効なマイナ保険証をお
持ちでない方は当該欄の「□に✓」をお願いします。

※マイナ保険証の確認(マイナンバーカードへの保険証情報連携有無の確認)

ご自身でマイナポータルの個人サイトにアクセスし、ご確認ください。

(健康保険組合では直近の当該情報を持っていないため、お問い合わせいただい
ても回答できません。)

② その他の健保あて届出書類の様式変更、これに伴う手続き変更

・表示の変更

各種様式にある「健康保険証記載の記号・番号」の表示を「被保険者等記号・番号」と
いった表示に改めます。(記号・番号の変更はありません)

・記号・番号が不明の場合

健康保険証が廃止されることから、特にマイナ保険証を利用される方は自身の記号・番号を容易に参照できなくなることもあります。この場合、記号・番号は空欄のまま健康保険組合にご提出ください。健康保険組合で照合・確認します。

(参考) 記号・番号を確認する方法

資格確認書 (マイナ保険証をお持ちでない方のみ)

資格情報のお知らせ

マイナポータルの個人サイト (マイナ保険証をお持ちでなくても確認可)

③ 資格確認書の再発行 (紛失・氏名変更など)

従来の健康保険証と同様、手続きのうえ再発行します。再発行手数料はいただきません。

④ 資格確認書の随時発行 (健康保険組合の職権発行)

マイナ保険証の利用ができなくなった方 (下記※) には、国からのデータ連携に基づき、健康保険組合が職権で資格確認書を発行します。

※マイナンバーカード返納、電子証明書期限切れ、マイナ保険証の利用登録解除など

⑤ 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の発行

マイナ保険証をお持ちでない方にのみ発行します。

・マイナ保険証をお持ちでも、マイナ保険証に対応していない診療所等で受診する場合には、申出により発行します。

・高齢受給者証はマイナ保険証の保有有無にかかわらず、対象者全員に発行します。

⑥ 資格喪失時 (被保険者・被扶養者) の健康保険証・資格確認書の返納

従来と同様、発行済の健康保険証・資格確認書を健康保険組合に返納してください。

(「資格情報のお知らせ」は返納不要)

⑦ マイナ保険証利用登録の解除

健康保険組合に申し出ていただくと、必要手続きをご案内いたします。

解除により資格確認書が必要となる方には、健康保険組合が職権で発行します。

(2) 2025年12月2日(予定)の健康保険証廃止に伴う業務

①有効なマイナ保険証をお持ちでない加入者全員への資格確認書発行

・発行対象者は健康保険組合で把握しており、職権にて発行します。

・期間②で資格確認書を発行した方にも、有効期限更新のため改めて発行します。

・資格確認書の有効期限は一律「2030年3月31日」(期間③の開始日から4年経過後の年度末)とします。

②発行済の健康保険証・資格確認書の回収はしません

健康保険証・資格確認書(期間②で発行したもの)の回収はしません。

・それぞれ制度廃止、有効期限満了(2025年12月1日)によります。

・2025年12月2日以降に資格喪失される方の資格確認書は回収します。(期間②と同じ)

・健康保険証・資格確認書の処分は個人情報にご留意のうえ、各自で行ってください。

※2025年12月2日からの詳細およびその他事項については、時期が参りましたら改めてご案内いたします。

以上